

蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業
業務委託仕様書

令和8年2月

埼玉県蕨市

目次

1 本仕様書の目的	3
2 件名	3
3 蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業業務の概要	3
4 業務の概要	4
5 事業スケジュール	6
6 履行期間	4
7 成果品等	6
8 再委託の制限等	6
9 委託料の支払い	6
10 その他	7

1 本仕様書の目的

生活必需品などの物価高騰に対する家計応援策として、市内の消費拡大と地域経済の活性化、市内事業者への支援につなげていくことを目的とし、蕨市民に対する暮らし応援券「織りなすクーポン」の発行や換金業務等の一連の事務処理を円滑に運営するために定めるものである。

2 件名

蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業業務委託

3 蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業業務の概要

(1) 事業の内容

名 称	蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業
発行対象者	全蕨市民（78,000人を想定）
発 行 額	1人当たり7,000円
発 行 総 額	5億4,600万円 全蕨市民（7,000円×78,000人）
クーポン発送	令和8年7月頃
利 用 期 間	令和8年8月1日～令和8年10月31日
換 金 期 間	令和8年8月1日～令和8年11月中旬
發 行 媒 体	紙のクーポン（500円券14枚を1冊とし、うち共通クーポンが500円×10枚の5,000円で、専用クーポンが500円×4枚の2,000円とする。） ※共通クーポンは、大型店を含む全ての取り扱い店舗で利用することができ、専用クーポンは、大型店を除いた取扱店舗で利用することができる。

(2) クーポンの利用対象にならないもの

- ア 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号に規定する営業において提供される役務等
- ウ 国税・地方税や使用料などの公租公課
- エ 不動産又は金融商品
- オ その他蕨市が適正でないと認めるもの

(3) その他留意事項

- ア 取扱店舗において上記利用期間内に限り利用可能とすること。
- イ 現金との引き換えはしない。
- ウ 釣銭は支払わない。
- エ 取扱店舗において、クーポンを利用対象としない商品を定める場合は、あらかじめ利用する市民が認識できるよう明示すること。
- オ 本事業のクーポン以外の類似の商品券等と混同される恐れがないよう、利用する市民及び取扱店舗に対し、十分な説明・配慮を行うこと。

4 業務の概要

委託する業務内容は、運営管理、取扱店舗への対応、クーポンの発行、封入作業、配付、クーポンの換金、広報、データ管理及び効果測定など事業実施に係る一連の業務とする。

各業務の詳細については下記のとおりである。

(1) 運営管理業務

- ア 詳細なスケジュールや実施内容等を記載した事業実施計画書を作成し、蕨市の承認を受けたうえで運営業務を統括すること。
- イ 事業の実施に当たって、実施体制を整備し、実施業務の詳細等について、蕨市と協議・報告・提案を行いながら進めること。
- ウ 常に連絡の取れる業務責任者を配置し、本事業全体の統括を行うこと。
- エ その他業務実施に当たり、必要な業務を行うこと。

(2) 取扱店舗対応業務

ア 取扱店舗の募集に関する業務

- (ア) 取扱店舗は、蕨市が定める基準に基づき、受注者が募集し登録する。ただし、基準に基づく判断が困難な場合は、蕨市と協議したうえで決定する。また、利用する市民の利便性の観点から出来る限り早期に取扱店舗を増やすよう努めること。
- (イ) 取扱店舗の申請時には、商取引なくクーポンを流通させない等、不正使用しない旨の誓約を義務付けること。
- (ウ) 取扱店舗は隨時受け付けることとし、募集期間は蕨市と協議のうえ決定すること。
- (エ) 取扱店舗として登録した店舗に対して、利用者に取扱店舗であることがわかるような取り組み(ステッカーの交付等)を蕨市と協議したうえで実施すること。
- (オ) その他提案によること。

イ 取扱店舗との調整に関する業務

- (ア) 受注者と取扱店舗で結ぶ規約を作成すること。なお、規約については蕨市と協議のうえ決定する。
- (イ) 運営マニュアル及びQ&A等を作成すること。
- (ウ) 運営マニュアル等は、換金手続きの方法や取扱店舗等の遵守事項、違反事項に対する登録取消しなど、取扱店舗の事業者にわかりやすい内容とすること。
- (エ) その他提案によること。

ウ 取扱店舗一覧の作成

- (ア) 一覧に記載する項目は事前に蕨市と協議のうえ決定すること。
- (イ) 一覧表は、見やすく分かりやすい内容とすること。
- (ウ) その他提案によること。

(3) クーポンの発行等

- ア クーポンは利用する市民が店頭で提示することで、決済が可能なものとする。また、おつり、換金は対応しないこと。なお、クーポンは複製防止加工等を施し、材質については、SDGsに適応した環境に配慮したものとする。そのうえで、蕨市と協議のうえ決定すること。
- イ 全市民へ配付するクーポンについては、蕨市が提供する情報に基づき、宛先がわかる状態で世帯ごとに封入し、配送事業者等へ納品すること。
- ウ 配付に当たっては、利用店舗一覧及び利用方法について見やすく、わかりやすく情報提供すること。

- エ クーポン封入作業に当たっては、専用スペースを確保し、専従人員を配し、作業マニュアルを作成するなど、個人情報の取扱いについては、厳重な注意を払うこと。
- オ 配付対象者と配布したクーポンが容易に検索できるように、エクセル等のデータベースを作成し、封入に際してはデータベースに即して間違いないよう慎重に実施すること。
- カ クーポンは発送が完了するまで厳重に管理し、発送にあたっては簡易書留等、確実に配付できる方法をとること。また、配付方法については、市民に最速で滞りなく配付できる方法をとること。
- キ DV被害者や基準日以降に市外へ転出した方への対応については、蕨市の指示に従い対応すること。
- ク その他提案によること。

(4) クーポン換金業務

- ア 取扱店舗への振込みは少なくとも1ヶ月につき1回程度行うものとし、取扱店舗からのクーポン利用の報告を受けて、振込を実施すること。
- イ 換金手数料は委託料に含めること。
- ウ 換金期日について、取扱店舗へ周知を行うこと。
- エ 蕨市は、受注者から請求があった場合、換金業務の原資としてクーポンの発行総額を概算払いすること。
- オ 換金を行うごとに、蕨市に金額等報告を行うこと。
- カ 期間内に利用されなかったクーポンの額を集計し、期間終了後速やかに蕨市に報告すること。
- キ 換金期間終了後は、取扱店舗の換金に応じないこと。
- ク その他提案によること

(5) 広報業務

- ア 取扱店舗の周知及び募集、利用方法等の効果的なPRを実施すること。
- イ 取扱店舗であることを証するポスター及びステッカー等を作成のうえ、配付すること。
作成に当たっては利用する市民にとって視認しやすいものとし、クーポンを全市民に配付するタイミングまでに、取扱店舗又は蕨市へ納品すること。
- ウ その他提案によること。

(6) データ管理業務

- ア 業務に伴い収集、作成したデータについて、適切に管理すること。
- イ クーポンに係る情報は、必要に応じて隨時データの抽出・利用を可能とすること。
- ウ その他提案によること。

(7) 報告業務

- ア 利用者属性だけでなく、アンケートを実施し、本事業の利用効果や消費者行動、経済波及効果を分析し、市へ報告すること。
- イ 分析結果について、取扱店舗から要望があった際には、事業終了後に各取扱店舗へフィードバックすること。
- ウ 蕨市から事業に関しての確認や問い合わせがあった際は、情報収集を行い、速やかに報告すること。
- エ その他提案によること。

5 事業スケジュール

あらかじめ蕨市と調整したスケジュールにより、適切に事業を進捗管理すること。

(事業スケジュール)

令和8年3月下旬～	取扱店舗募集
7月～	クーポン配付期間
8月1日～ 10月31日	クーポン利用実施期間
8月1日～ 11月中旬	クーポン換金期間

6 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

7 成果品等

(1) 紙提出

本業務実績報告書 2部

(2) 電子データ提出

- ア 本業務実績報告書
- イ アンケート報告書
- ウ 取扱店舗データ
- エ 換金データ

8 再委託の制限等

(1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に蕨市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

9 委託料の支払い

(1) 本事業に係る委託料は、業務履行期間満了後、一括払いとし、適法な請求書を受理した日から30日以内、かつ、令和9年3月31日（水）までに受注者に支払うものとする

(2) 上記によらず、受注者の請求に基づき、クーポン分を概算払いする。

10 その他

- (1) 受注者は、本事業の目的や意図を十分に理解したうえで、企画案等に基づき、蕨市と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受注者は、本業務の実施に当たり、個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律などの関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (3) 取扱う個人情報データはアクセス権を設け、権限を有する担当者がアクセスし、利用環境の監視を設けること。又は、同等の措置を講じること。
- (4) 個人情報については、管理体制等を市へ文書により明示するとともに、市が認めた秘密保持等（守秘義務、安全管理、損害賠償等を含む）の誓約書を、市へ提出すること。
- (5) 本事業で用いる個人情報に係るセキュリティシステム等は、オンプレミスサーバーを活用し、24時間監視を行うなど、万全のセキュリティ体制を整えること。また、セキュリティ体制については市へ文書により明示すること。
- (6) 受託者は、市と常に連絡が取れる体制を確保するとともに、緊急事態やその他の不測の事態にも市の指示に従い柔軟に対応すること。
- (7) 本業務で作成した資料、画像、動画等の著作権は原則としてすべて、蕨市に帰属するものとする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、蕨市及び受注者が協議のうえ定めるものとする。